

大阪公立大学都市経営研究会会則

2020年4月1日制定（第1版）
2024年6月18日最近改定（第8版）

（名称）

第1条 本会は、大阪公立大学都市経営研究会と称する。

（事務局）

第2条 本会の事務局は、大阪公立大学大学院都市経営研究科内に置く。

（目的）

第3条 本会は、都市経営に関わる学術研究の進展に寄与すること、都市活性化に向けた取り組みを支援・促進すること、および大阪公立大学／大阪市立大学 大学院都市経営研究科における研究教育を支援することを通じて、会員相互の学術研究交流を促進することを目的とする。

（事業）

第4条 本会は、前条の目的を達成するため、次に掲げる事業を行う。

- (1) 紀要『都市経営研究（RJUM：Research Journal of Urban Management）』その他、本会の目的に適合する発行及び配布
- (2) 研究会、講演会、及び公開講座等の開催
- (3) 内外の研究会、研究機関との交流
- (4) 総合的共同研究調査の実施
- (5) 大阪公立大学／大阪市立大学 大学院都市経営研究科の行う事業に対する援助
- (6) その他本会の目的を達成するため必要と認める事業

（会員）

第5条 本会の会員は、次の各号に掲げる者とする。

- (1) 正会員 次に掲げるものは正会員となることができる。
 - 1) 大阪公立大学都市経営研究科教員
 - 2) その他総会で承認された者
- (2) 学生会員
 - 1) 大阪公立大学／大阪市立大学 都市経営研究科または大阪市立大学創造都市研究科（博士後期課程）大学院生で本会の趣旨に賛同する者
 - 2) その他、総会で承認された学生
- (3) 特別会員
 - 1) 大阪公立大学／大阪市立大学 都市経営研究科に在籍した教員
 - 2) 大阪公立大学／大阪市立大学 都市経営研究科または大阪市立大学創造都市研究科（博士後期課程）修了生のうち別に定める条件で、総会で承認された者
- (4) 名誉会員
 - 1) 大阪公立大学／大阪市立大学 都市経営研究科名誉教授
 - 2) 本会に特別の貢献をした者
- (5) 賛助会員 法人または個人で、本会の趣旨に賛同する者
- (6) 購読会員 法人または個人で、本会が編集・発行する定期刊行物の定期購読のみを希望するもの

（会員の特典）

第6条 本会の会員は、購読会員を除き、次の特典を受けることができる。

- (1) 紀要『都市経営研究』その他の刊行物を、無料または特価で配布を受けること（配布の方法は別途定める）。
- (2) 本会の主催する行事への参加について特別の取り扱いを受けること。

（会費）

第7条 会員は、それぞれ別に定める会費を納めるものとする。会費の金額及び納入方法について

は、評議員会の議を経て総会で定める。

(役員)

第8条 本会に次の役員を置く。

- (1) 会長（1名） 正会員のなかから互選する。
 - (2) 評議員（7名まで） 会長、都市経営研究科各領域代表、同副研究科長、同研究科長補をあてる。
 - (3) 編集委員（4名以上） 都市経営研究科各領域代表かその代理者4名（各領域1名、正編集長含む）、副編集長2名（領域代表以外からも委嘱できる、兼務可）。
 - (4) 正副編集長（3名） 編集委員より選出される正編集長1名、（領域代表とは限定しない）副編集長2名。
 - (5) 会計委員（1名） 都市経営研究科研究科長補をもってあてる。研究科長補が置かれない場合、評議員の中から会長が指名する者をもってあてる。
 - (6) 監査（1名） 正会員の中から互選する。
- 2 会長は、本会を代表し、総会及び評議員会を招集し、会務を統括する。

(役員の任期)

第9条 前条に掲げる役員の任期は、会長は2年とし、他の役員は1年とする。ただし、重任を妨げない。ただし、都市経営研究科長の任期が食い違う場合は会長任期を1年とする。

(事務局体制)

第10条 本会の事務局は事務を処理するために、実務担当者若干名を委嘱することができる。

(会議)

第11条 本会の会議は、総会、各種役員会とし、以下のように開催する。

- (1) 総会は、正会員で構成し、毎年1回開催する。正会員数の半数以上で成立し、議長は会長がつとめる。予算決算、人事、規約の改定など、最重要事項の決定をおこなう。
 - (2) 評議員会は、評議員（正編集長含む）、会計委員と、会長で構成し、重要事項がある場合適時開催する。委員の半数以上で成立し、議長は会長がつとめる。重要事項の決定と総会議案の作成をおこなう。
 - (3) 編集委員会は、原則として電子的手段による開催により、必要ある時に開催し、議長は正編集長がつとめる。査読論文・非査読論文の事項（査読結果等）の承認、編集要項（マニュアル）の決定ほかをおこなう。編集委員会は、正編集長、副編集長の3名で構成する編集実務担当者（編集幹事）を指名する。実務担当者は、電子的手段で逐次、投稿等をうけて、査読論文・非査読論文の事項（査読者、査読結果）原案の作成と依頼、編集委員会議題原案の作成等をおこない、定期的に編集委員会に報告する。
- 2 会長は、必要があると認めるときには、臨時に総会を招集することができる。
- 3 会長は、本会の事業計画を実施するため、適宜、各種の委員会を設置することができる。
- 4 本会の運営に関する重要事項は、役員会の議を経て、総会で決定しなければならない。

(発行物)

第12条 本会の発行する雑誌の著作権は本会に帰属する。電子公開は都市経営研究科の帰属する大学の機関リポジトリ等のウェブのみとする。ただし著者が自己の著作権等で利用することはかまわない。

(会計)

第13条 本会の経費は、会費、寄付金、その他の収入をもってあてる。

2 本会の会計年度は、4月1日から翌年3月31日までとする。

(改正)

第14条 会則の改正は、総会の議決を経なければならない。

附則

この会則は、令和6年6月18日から施行する。